

幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第7条の2 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員については、給与条例第17条の7の規定を準用する。

2 前条第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第16条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の2 任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）については、給与条例第17条の7の規定を準用する。この場合において給与条例同条第2項第1号中「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日。次項において同じ。）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「基準日以前6月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

(令和5年12月に支給する期末手当の特例)

2 第7条第1項及び第16条第1項の規定により準用することとされている会計年度任用職員に対する令和5年12月の期末手当の支給については、幸手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第 号。以下この項において「改正給与条例」という。)第1条の規定による改正前の幸手市職員の給与に関する条例第17条の4第2項の規定は、改正給与条例第1条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	162,100	240,900
2	163,200	242,400
3	164,400	243,800
4	165,500	245,200
5	166,600	246,400
6	167,700	248,000
7	168,800	249,500
8	169,900	250,900
9	170,900	252,000
10	172,300	253,400
11	173,600	254,900
12	174,900	256,200
13	176,100	257,500
14	177,600	258,700
15	179,100	259,900
16	180,700	261,100
17	181,800	262,300

18	183,200	263,600
19	184,600	264,900
20	186,000	266,200
21	187,300	267,600
22	189,600	269,100
23	191,800	270,700
24	194,000	272,200
25	196,200	273,800
26	197,900	275,500
27	199,400	277,100
28	200,900	278,700
29	202,400	280,300
30	203,800	281,800
31	205,200	283,300
32	206,600	284,800
33	208,000	285,900
34	209,700	287,500
35	211,400	289,000
36	212,900	290,500
37	214,400	291,900
38	216,200	293,500
39	217,900	295,100
40	219,600	296,700
41	221,100	298,200
42		299,800
43		301,300
44		302,800
45		304,400
46		306,000

47		307,600
48		309,100
49		310,000

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定、第16条の次に1条を加える改正規定及び別表の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する規定の追加、会計年度任用職員の期末手当の特例及び人事院勧告を踏まえた会計年度任用職員の給料表の改定をしたいので、この案を提出するものである。